

## 一般競争入札公告

社会福祉法人美里会の発注する「社会福祉法人美里会 グループホーム(コスモスハイツ)新築工事」の一般競争入札について、次の通り公告します。

平成 29 年 6 月 1 日  
社会福祉法人 美里会  
理事長 塚越 伸敏

### 1. 入札内容

- (1) 名称 社会福祉法人美里会 「コスモスハイツ 新築工事」
- (2) 場所 埼玉県児玉郡美里町大字小茂田字柳原 476-2
- (3) 工事内容 工事種別 : 新築工事  
工事範囲 : 新築工事に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備・スプリンクラー設備・外構工事・水道管本管接続・解体工事等
- (4) 建物概要 構造規模 : 木造 地上 1 階建て  
建物用途 : 障害者グループホーム(定員 10 名)  
敷地面積 : 1,307.48 m<sup>2</sup>  
建築面積 : 480.06 m<sup>2</sup>(駐輪場 9.66 m<sup>2</sup>を含む)  
延床面積 : 475.09 m<sup>2</sup>(駐輪場 9.66 m<sup>2</sup>を含む)
- (5) 解体建物 既存建物 1 倉庫: 鉄骨造・平屋建て、延床面積 215.943 m<sup>2</sup>  
既存建物 2 倉庫: プレハブ・平屋建て、延床面積 4.760 m<sup>2</sup>
- (6) 工事期間 契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日まで(諸官庁検査済証取得含む)
- (7) 設計金額 非公開

### 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有(非公開)
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札保証金 無

### 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (3) 平成 28・29 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、建設工事で登録されている単体企業(共同企業体は不可)で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
- ① 群馬県南部(藤岡市・高崎市・伊勢崎市・太田市・玉村町・大泉町・千代田町)、埼玉県北部(上里町・神川町・本庄市・美里町・寄居町・深谷市・熊谷市・行田市)に本支店若しくは営業所を有し、建築一式工事の格付がBランク以上であること。
- ② 経営事項審査総合評点(P)が 700 点以上、かつ経営状況評点(Y)が 700 点以上であること。

- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び美里町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 過去7年(平成22年4月1日以降に施工のもの)に医療福祉施設にて新築・増改築・修繕工事等を元請けで施工した者であること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと、および対象工事にかかる設計業務の受注者又は当該受注者と資本関係もしくは人事面において関連のある企業でないこと。
- (10) 入札対象工事に、入札参加資格等確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有する一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有した主任技術者または監理技術者を専任で配置することができる者であること。なお、監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (11) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

#### 4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から平成29年6月8日(木)まで。
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
  - イ 会社案内・会社経歴書
  - ウ 建設業の許可証の写し
  - エ 経営事項審査総合評点(P)及び経営状況評点(Y)のわかる経営審査票の写し
  - オ 平成28・29年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類
  - カ 医療・福祉施設での施工実績を証する書類(工事契約書等)の写し

※書式は問合せ先に電子メールにて請求。

※提出された確認申請書、確認資料及びその他資料の返却は致しません。
- (4) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須) ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒367-0101 埼玉県児玉郡美里町小茂田747-1  
 社会福祉法人美里会 担当:古川  
 電話:0495-76-0055 FAX:0495-76-3733 E-mail:nyuusatu@misatokai.com  
 ※問い合わせは原則メールにてお願いします。  
 ※認定を受けたものであっても、入札期日において認定要件を満たしていない者は入札の参加資格を有しない

#### 5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には設計図書等、入札書等書式、図面・仕様書(CD-ROM)を郵送により配布・貸出をする。配布・貸出は無料とする。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 設計図書等の配布日は平成29年6月14日(水)とする。

(5) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。

- ① 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
- ② 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ③ 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
- ④ 1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
- ⑤ 明らかに談合によると認められるとき。
- ⑥ 入札参加資格申請に必要な要件を具備していないとき。

#### 6. 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 平成 29 年 6 月 21 日(水) 正午まで
- (2) 質疑提出先 群馬県太田市藤阿久町 749-8  
株式会社 西岡設計 担当 永野川・吉田
- (3) 質疑提出方法 電子メールによる(設計図書等の配布時に伝える)
- (4) 回答日 平成 29 年 6 月 28 日(水) 午後 5 時まで
- (5) 回答方法 全社に電子メールにて送信

#### 7. 入札日程等

- (1) 日時 平成 29 年 7 月 19 日(水) 午前 10 時 00 分から(5 分前までに受付を済ませること)
- (2) 場所 埼玉県児玉郡美里町大字小茂田 747 番地 1  
社会福祉法人美里会 総務棟 2 階

#### 8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の 100/108 の価格(以下「入札書比較価格」という。)の範囲内で最低制限価格の 100/108 以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の 100/108 の価格(以下「入札書比較価格」という。)の範囲内で最低制限価格の 100/108 以上の価格をもって有効な入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は 2 回まで)なお、再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加できない。
  - ① 無効の入札をした者
  - ② 最低制限価格の 100/108 未満の価格の入札をした者
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。  
随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。  
ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となる事ができない。  
随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (5) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

## 9. 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は入札日、参加受付の際に、一般競争入札参加資格確認結果通知書、身分を証明するもの(運転免許証、社員証等(顔写真付き))を持参し、入札主催者の確認を受けること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (5) 入札書は必要事項を記入、押印(実印)のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。
- (6) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (7) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。
- (8) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (9) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (10) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書をした者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - キ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
  - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (11) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、再度入札の場合は、この限りでない。
- (12) その他
  - ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
  - ② 一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない。
  - ③ 入札時には、当法人の理事、監事、評議員等が立会うものとする。

## 10. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。(必要に応じた補正を行うこと)
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。なお、契約締結については、消費税率引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての工事支払については消費税 8%とする。
- (7) 落札決定から本契約までの間に埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱第 2 条に規定する入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする)。
- (8) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

## 11. 支払条件

- (1) 契約時      契約金額の 10%      ※10 万円未満は端数切捨てとします。
- (2) 上棟時      契約金額の 30%      ※10 万円未満は端数切捨てとします。
- (3) 残金は竣工引渡後に支払う。

## 12. その他

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 本工事における一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要綱」に準じて行う。
- (4) 本工事は社会福祉関係法に定める障害福祉サービス事業の設備基準に適合するものであるため、県関係課による諸検査に必要な書類等の作成への協力を要するものとする。

以上